

議案第 2 号

あきる野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 2 0 日

提出者 あきる野市長 中 嶋 博 幸

提案理由

令和 6 年人事院勧告及び東京都人事委員会勧告に基づき、超過勤務の免除の対象の拡大や特別休暇制度の見直しを行うことから、規定を整備する必要がある。

あきる野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

あきる野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 7 年あきる野市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の 3 第 1 項及び第 2 項中「3 歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

第 1 5 条第 1 項中「子どもの看護休暇」を「子どもの看護等休暇」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。